

笠置町監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和7年10月17日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

以上

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和7年5月27日（火）

午後1時30分から午後2時20分まで

場 所 笠置町役場2階 議員控室

- 監査対象
- 1 税住民課における収納状況について
 - 2 現金の取り扱いについて
 - 3 証明事務の広域化の現状について

2. 監査内容

定期監査において以前に指摘した事項に対する対応状況及び令和7年度の予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

① 税住民課における収納状況について

令和3年から令和5年分の市町村税の現年の徴収実績は99%となっており、地方税機構としっかりと連携して収納に努めてくれているということは評する。ただし、過年度分での未払い等不納欠損に繋がるところもあることから、住民の義務として納税していただけるように、今後も督促状の送付等工夫し、滞納者への対応も考えられたい。

② 現金の取り扱いについて

現金の取り扱いについては、レジスターがコロナ臨時交付金で導入されたことで、職員が直接現金を取り扱う機会が大幅に減少している。これにより、デジタル的な管理が可能となり、お金の収受等、また金額が合わないといった金銭トラブル等も発生しにくい状況に改善されているといえる。今後も気を引き締めつつヒューマンエラー等に注意して対応にあたっていただきたい。

③ 証明事務の広域化の現状について

笠置町では証明事務においてコンビニ事業者等での利用はしていないというのが現状である。利用できるようにすることは住民サービスの向上等便利であることは重々承知しているが、費用対効果を考えると現実的ではないとの説明であった。ただし、有利な補助金等の活用等、検討の余地はあると考えられるため、今後の動向にも注視されたい。また、現在戸籍や住民票が全国の自治体の窓口でも取得できるようになったことについて、ホームページには掲載されてはいるものの、まだ知らない住民もいるだろうから、周知の方法等検討されたい。

以上